

2. 芽室町議会基本条例（令和2年度活動分）議員自己評価（R2-R3版）

評価基準：
A = おおむね達成した。向上心を持って取り組んだ。
B = 取り組んだが、不足している部分等が見受けられ、改善の余地がある。
C = 取り組もうとしたが、達成したとまでは言いがたい。
D = 全く取り組んでいない。取り組んだとはいえない。
E = その他（不明・回答不可など）→ Eの場合は、自由表記に必ず記載すること。
F = 事例・実績なし
— =表記なし（H29まで）
自由表記：

前文

地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ適度な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

R2-R3	評価項目としない
	・議会は、前文のとおり活動したと考えるか。
R2-R3	評価項目としない
	・あなたは、前文のとおり活動したか。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

R2-R3	評価項目としない
	・議会は、条例の目的を果たしたか／・条例をもとに活動したかなど

(基本理念)

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

・議会は、基本理念どおりに活動したと考えるか。

R3 ↑

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 ↓

A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(正村)

・基本理念に則り活動しているが、さらに充実させていく余地はあると考える

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。

R2-R3 条全体を一括で評価するため評価項目としない

・議会は、これらの機関としての責任を果たしたとか。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。

R2-R3 条全体を一括で評価するため評価項目としない

・議会は、議事機関としての責任を果たしたか。

4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

R2-R3 条全体を一括で評価するため評価項目としない

・議会は、これらのことを目的に議会力・議員力を強化したか。

第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

(議会の活動原則)

第3条 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。

・議会は、議事機関として町政の重要事項について意思決定したか。

R3 →

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 →

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。

・議会は、これらをもとに監視し、けん制したか。

R3 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

(3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。

・議会は、自由かつ達な討議により意見集約し運営したか。

R3 

A=13人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

B=3人(梶澤、中村、早苗)

- ・自由討議は前進しているが、論点整理を通じた意見集約までは至っていないため更なる進化が必要
- ・議会として自由かつ達な討議の状況は感じている。更なる深化に努めたい
- ・論点を明確にし議員間で討議する

R2 

A=11人(橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通)

B=5人(黒田、中田、中村、正村、早苗)

- ・昨年と比較して、討議の機会は増えているが、まだ向上の余地があると感じる
- ・更なる深化が望まれる
- ・全く議論がなかったわけではないが、より論点を具体化させる事で意見が出易くなる

(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明すること。

・議会は、議決責任を深く認識し、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明したか。

R3 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

B=2人(橋本、早苗)

- ・委員会審査機能を十分に発揮させ議論を尽くす必要がある

(委員会及び委員長の活動原則)

第4条 芽室町議会委員会条例(昭和62年芽室町条例第2号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」といいます。)は、次の活動を行います。

(1) 審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。

・委員会は、審査及び調査に当たり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。

委員会評価

所管

総務経済委

R3 

A=7人(中田、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬)

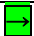
F=1人(早苗)

R2 

A=7人(黒田、堀切、中村、鈴木、正村、柴田、西尾)

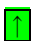
F=1人(早苗)

厚生文教委

R3 

A=8人(黒田、橋本、堀切、渡辺、正村、柴田、西尾、常通)

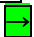
F=1人(早苗)

R2 

A=8人(中田、橋本、渡辺、梶澤、立川、寺町、広瀬、常通)

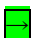
F=1人(早苗)

議運委

R3 

A=14人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

F=1人(早苗)

R2 

A=11人(渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、常通、黒田、中田、広瀬、柴田)

F=1人(早苗)

予決特委

R3 ↓

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=1人（立川）

・これまでの議員研修会等で先進事例を紹介いただいたように、審査前もしくは審査後に議員間討議が行えると、より論点・争点が明確になり審査が行えると考え

F=1人（早苗）

R2 □

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

(2) 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

・委員会は、審査及び調査に当たり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。（意見交換会等を行ったか。）

委員会評価

所管

総務経済委

R3 □

A=7人（中田、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬）

F=1人（早苗）

R2 □

A=7人（黒田、堀切、中村、鈴木、正村、柴田、西尾）

F=1人（早苗）

厚生文教委

R3 □

A=8人（黒田、橋本、堀切、渡辺、正村、柴田、西尾、常通）

F=1人（早苗）

R2 

A=8人(中田、橋本、渡辺、梶澤、立川、寺町、広瀬、常通)

F=1人(早苗)

議運委

R3 

A=14人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

F=1人(早苗)

R2 

A=11人(渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、常通、黒田、中田、広瀬、柴田)

F=1人(早苗)

(3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。

・委員長は、副委員長と協議し、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事整理を行い、委員会の事務をつかさどったか。

委員会評価

所管

総務経済委

R3 

A=7人(中田、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬)

F=1人(早苗)

R2 

A=7人(黒田、堀切、中村、鈴木、正村、柴田、西尾)

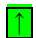
F=1人(早苗)

厚生文教委

R3 

A=8人(黒田、橋本、堀切、渡辺、正村、柴田、西尾、常通)

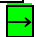
F=1人(早苗)

R2 

A=8人(中田、橋本、渡辺、梶澤、立川、寺町、広瀬、常通)

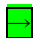
F=1人(早苗)

議運委

R3 

A=14人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)


F=1人(早苗)

R2 

A=11人(渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、常通、黒田、中田、広瀬、柴田)


F=1人(早苗)

予決特委

R3 

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

F=2人(橋本、早苗)

R2 

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

F=2人(橋本、早苗)

(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること

・委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たり、論点、争点等を明確にしたか。

委員会評価

所管

総務経済委

R3 

A=7人（中田、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬）

F=1人（早苗）

R2 

A=6人（黒田、堀切、中村、鈴木、柴田、西尾）

B=1人（正村）

・非公式のミーティングを含め、議論して委員会としての見解をまとめてきたが、議論の進め方は改善の余地がある

F=1人（早苗）

厚生文教委

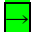
R3 

A=7人（黒田、橋本、堀切、正村、柴田、西尾、常通）

B=1人（渡辺）

・ミーティングなどを活用しながら討議による合意形成に努めたが、オンライン開催ということもあり、ミーティングの持ち方など改善の余地はあると考える


F=1人（早苗）

R2 

A=8人（中田、橋本、渡辺、梶澤、立川、寺町、広瀬、常通）

F=1人（早苗）

議運委

R3 

A=13人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=1人（中村）

・論点、争点等の明確化に努めたい

F=1人（早苗）

R2 

A=11人（渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、常通、黒田、中田、広瀬、柴田）
F=1人（早苗）

予決特委

R3 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）
F=2人（橋本、早苗）

R2 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）
F=2人（橋本、早苗）

（議長及び議員の活動原則）

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき、次の活動を行います。

（1）議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。

・議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行っていたと考えるか。

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

（2）議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。

・議員は、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。

R3 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=2人（橋本、早苗）

・自由に討議出来る機会（場）を増やす

R2 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）
B=2人（橋本、早苗）

<p>・自由に討議出来る機会（場）を増やす</p>
<p>・あなたは、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。</p> <p>R3 </p> <p>A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗） B=1人（橋本）</p> <p>・自己研鑽あるのみ</p>
<p>R2 </p> <p>A=14人（黒田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗） B=1人（中田）</p> <p>・更なる深化が望まれる</p> <p>C=1人（橋本）</p> <p>・勉強が足りない、自己研鑽あるのみ</p>
<p>(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動すること。</p>
<p>・議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたと考えるか。</p> <p>R3 </p> <p>A=13人（中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗） B=2人（黒田、広瀬）</p> <p>・コロナの影響もあり万全だったとは言い難い</p> <p>E=1人（橋本）</p> <p>・他の議員のことはわからない</p>
<p>R2 </p> <p>A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、西尾、常通、早苗） B=2人（橋本、柴田）</p> <p>・コロナ禍で十分とはいかなかった</p>
<p>・あなたは、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたか。</p> <p>R3 </p> <p>A=12人（中田、堀切、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗） B=4人（黒田、橋本、渡辺、中村）</p>

- ・コロナの影響もあり万全だったとは言い難い
- ・コロナ禍により対面での意思把握は困難な場面もあり、様々な工夫を凝らしながら改善し自己研鑽に努めていく
- ・コロナ禍の状況を理由にはできないが、調査活動不足を感じている

R2 ↑

A=11人（堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、西尾、常通、早苗）

B=4人（黒田、中田、中村、柴田）

- ・コロナが落ち着けば、町民の意思を把握する機会を積極的に設けていく
- ・自己研鑽に努める
- ・研鑽、活動不足を痛感している
- ・今の状況ではベストと考えている

C=1人（橋本）

（4）議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

- ・議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したと考えるか。

R3 →

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2 →

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

- ・あなたは、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したか。

R3 →

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

R2 →

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

D=1人（橋本）

（議員研修の充実強化）

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱（平成24年3月30日制定）に基づき、議員研修を実施します。

- ・議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、芽室町議会議員研修要綱に基づき、議員研修を実施したと考えるか。

R3 ↑

A=5人（堀切、梶澤、正村、柴田、常通）

- ・コロナ禍で満足とは言えないが、可能な範囲の試みでよかったと思う

B=8人（黒田、中田、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、早苗）

- ・コロナの影響もありできないものも多かった
- ・感染症などで中止することがないよう、オンライン研修など対案として計画案があれば良かった
- ・今年度の議員研修会は、オンライン開催であるにも関わらず、コロナ禍を理由に参加者を町民限定にするなどし、さらには周知不足により町民の参加がゼロという状況であったことは、これまで芽室町議会が行ってきた議員研修会開催に対する認識とは大きく異なった
- ・コロナ禍の状況もあり、計画通りの開催には至らなかった
- ・コロナ禍の影響により、十分とはいえないが実施できた
- ・一部は行うことができたと思うが、コロナ禍で開催できない方が多かった
- ・コロナ禍を想定して様々な手法を用い実施する

C=2人（渡辺、西尾）

- ・コロナ禍においては研修目的の達成のためにオンラインを活用し、もっと積極的に取り組むことが必要
- ・コロナウイルス感染防止のために

F=1人（橋本）

R2 ↓

A=1人（渡辺）

B=4人（堀切、広瀬、柴田、西尾）

- ・今年度はコロナの影響により十分な研修はできなかったが、今後オンライン等を活用した研修に取り組んでいくことが求められる
- ・現況下ではベスト
- ・コロナ感染対策で実現できなかった

C=7人（黒田、中田、立川、中村、鈴木、常通、早苗）

- ・コロナの影響もあり、開催できていないのが残念
- ・オンラインを活用した研修の検討が必要
- ・「コロナ禍」という特殊な状況下でもあり、直接講師に来町いただく研修の実施は困難であったと考える。今後はリモートなどの手法も活用した研修機会の確保を積極的に行い、議員会主催による議員の資質向上のための取り組みを推進したい。特に2019年に初当選された同僚議員の皆さんたちには質問力向上や、議員ファシリテースキルアップなどの研修機会が十分ではないと考える
- ・コロナ禍が続き、予定の研修会等が延期・中止の状況である
- ・コロナ禍により研修を実施できなかった
- ・コロナ禍のため計画通りの研修が開催できず残念だった。リモートでの研修会等の実施検討
- ・コロナ禍により計画通りは出来なかった

D=1人（寺町）

- ・コロナ禍の中で計画をしたができなかった

E=1人（正村）

・新型コロナウイルス感染症の拡大によって当初の予定どおりに実施できなかった

F=2人(橋本、梶澤)

2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。

・議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催したと考えるか。

R3 

A=6人(中田、堀切、梶澤、正村、常通、早苗)

B=6人(黒田、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬)

・中止になった意見交換もあった
・予定されていたいくつかの研修会が中止となった。コロナ禍の中でも開催できる手法を用いた研修会開催を追加で検討するべきであった(研修機会が少なかった)

・コロナ禍の状況もあり、計画通りの開催には至らなかった
・コロナ禍の影響により、十分とはいえないが、オンラインなど開催方法を検討しながら実施できた
・一部は行うことができたと思うが、コロナ禍で開催できない方が多かった

C=2人(渡辺、西尾)

・コロナ禍においては研修目的の達成のためにオンラインを活用し、もっと積極的に取り組むことが必要
・コロナウイルス感染防止のために

E=1人(柴田)

・2年を超えるコロナの状況の中、今後においても様々な形の在り方を模索していけたら良い

F=1人(橋本)

R2 

A=1人(柴田)

・コロナ禍で中止等いたしかたないと思う

B=3人(堀切、広瀬、西尾)

・今年度はコロナの影響により十分な研修はできなかったが、今後オンライン等を活用した研修に取り組んでいくことが求められる
・コロナ感染対策で実現できなかった

C=8人(黒田、中田、渡辺、立川、中村、鈴木、常通、早苗)

・コロナの影響もあり、開催できていないのが残念
・オンラインを活用した研修の検討が必要
・新型コロナウイルス感染拡大により、研修自体を延期せざるを得ない状況が続いていた。議会サポーターによるオンライン研修の開催など、次年度に向けては積極的に研修開催できればよいと考える

- ・計画は策定したが、開催できる状況ではなかった。今後はオンライン活用など、積極的に開催に向けた検討を進めるべき
 - ・コロナ禍が続き、予定の研修会等が延期・中止の状況である
 - ・コロナ禍により実施できなかった
 - ・コロナ禍のため計画通りの研修が開催できず残念だった。リモートでの研修会等の実施検討
 - ・コロナ禍における従来型研修に加えタブレット等を利用した研修（リモート型）を活用する
- D=1人（寺町）
- ・コロナ禍の中で計画をしたができなかった
- E=1人（正村）
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大によって当初の予定どおりに実施できなかった
- F=2人（橋本、梶澤）

（議員の政治倫理）

第7条 議会は、芽室町議会議員政治倫理条例（平成24年芽室町条例第33号）に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

- ・議員は、芽室町議会議員政治倫理条例に基づき、町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することはなかったと考えるか。

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2 

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

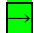
E=1人（橋本）

- ・他の議員の事は判らない

- ・あなたは、町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することはなかったか。

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

第3章 町民と議会との関係

（町民参加及び町民との連携）

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

・議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保したかと考えるか。

R3 

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

・感染症対策を講じての開催

R2 

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

・議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有したと考えるか。

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2 

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。

・議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映したと考えるか。

R3 

A=12人（中田、橋本、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、常通、早苗）

・公聴会制度については研究が必要

B=3人（黒田、広瀬、西尾）

・公聴会などのあり方を研究すべきだが、勉強会などは開催できた

・コロナウイルス感染防止での参考人の在り方

F=1人（堀切）

R2 

A=9人（渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、西尾、常通、早苗）

B=5人（黒田、中田、中村、広瀬、柴田）

・公聴会の実績がない

- ・専門家の話を聞く機会を持つ必要がある
- ・コロナ禍で困難な状況ではあるが、専門的識見の活用は重要である
- ・公聴会制度は行っていないが、常に行うこととは思わない

C=1人（橋本）

F=1人（堀切）

4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。

- ・議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査において、提案者の意見を聴く機会を確保したと考えるか。

R3 ↓

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（寺町）

- ・コロナ禍で参考人を呼べなかった

F=1人（橋本）

R2 ■

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

- ・議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行ったと考えるか。

R3 ↓

A=13人（黒田、中田、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

- ・委員会からの意見書、提言等も政策提案と同等と考える

B=3人（橋本、堀切、立川）

- ・コロナ禍でできなかった部分もあるので、オンライン等での開催を迫る
- ・町民意見を反映した政策提案を行うには至っていない。政策形成サイクルを意識した議会（委員会）運営が必要

R2 ↑

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=2人（橋本、寺町）

- ・議会報告書は示しているが、意見交換会は広くできていない（PTAのみ）

（議会広報の充実）

第9条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

- ・議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知したと考えるか。

R3 ↑

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

・今後も様々な方向から、議会報告の充実に向け進み続ける

B=1人(立川)

・議会だより以外の周知方法も検討するべきではないか(即時性も必要ではないか)

R2 

A=12人(中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、西尾、常通、早苗)

B=4人(黒田、橋本、梶澤、柴田)

- ・町民の声が、いかにして調整に反映されているか伝えるプロセスが必要
- ・よりの確、効果的な情報を提供するための手法の工夫・改善が必要
- ・多くの町民に読んでもらえるよう、工夫をし続けるしかない

2 議会は、情報通信技術(ICT)の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。

・議会は、情報通信技術(ICT)の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行ったと考えるか。

R3 

A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(立川)

・議会SNSの形骸化は改善すべき。意見交換会などいくつかの議会行事においては発信の抜け落ちがあるなど、SNSが持つ即時性が生かされていない。議会だより同様に工夫が必要ではないか

R2 

A=13人(黒田、中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

B=3人(橋本、梶澤、早苗)

- ・よりの確、効果的な情報を提供するための手法の工夫・改善が必要
- ・伝えるべきことがどうやったら伝わるかを学ぶ研修が必要

(議会白書、議会の自己評価)

第10条 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。

・議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ったと考えるか。

R3 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=2人(橋本、梶澤)

・議会だよりの充実に努め、情報の発信に努める

2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。

・議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表したと考えるか。

R3 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。

・議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表したと考えるか。


R3 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

4 議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。

R2-R3  客観的事実に基づくものであり評価項目としない

・議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めたか。

第4章 町長等と議会との関係

(町長等と議会、議員の関係)

第11条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

・町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営したと考えるか。

R3 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 

A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(正村)

2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。

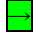





・議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。

R3 

A=14人(中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=2人(黒田、橋本)

・最近は一問一答とは違った形の質問形式が多い

<p>R2 </p> <p>A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗） B=1人（橋本）</p> <p>・あなたと町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。</p>
<p>R3 </p> <p>A=13人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通） B=2人（橋本、中村） F=1人（早苗）</p> <p>・争点の明確化に努めたい</p>
<p>R2 </p> <p>A=12人（黒田、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通） B=2人（中田、中村）</p> <p>・争点を明確化して質問できるよう努力が必要 ・争点の明確化に努めたい</p> <p>D=1人（橋本） F=1人（早苗）</p>
<p>3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。</p>
<p>・議員の一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開したと考えるか。</p> <p>R3 </p> <p>A=14人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗） B=2人（黒田、広瀬）</p>
<p>R2 </p> <p>A=11人（黒田、中田、堀切、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、常通） B=4人（橋本、渡辺、立川、早苗）</p> <p>・要望で終わってしまうことがあり、もったいない質問もあった。大局的な政策論争の展開のためにはスキルアップのための研修などが必要と考える ・これまでの研修等では一般質問は議員個人の課題提起に終わらせず、必要があれば議会ごととして調査の継続を行うことを推進されてきたと考える。現状、取り組みが停滞している有志による一般質問に向けた事前勉強会や定例会議振り返りの意義の再確認などをしてはいかがだろうか ・討議による政策論争を行うために事前準備を入念に行う</p> <p>C=1人（西尾） ・一般質問なし</p>
<p>・あなたの一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開することができたか。</p> <p>R3 </p>

A=9人(中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、常通)

B=3人(黒田、中村、西尾)

- ・政策討議にまで至っていない部分がある
- ・政策論争への展開に努めたい
- ・一般質問なし

F=4人(橋本、広瀬、柴田、早苗)

R2 ↓

A=7人(黒田、堀切、梶澤、鈴木、寺町、正村、広瀬)

B=4人(中田、渡辺、立川、中村)

- ・自己研鑽に努める
- ・さらに自己研鑽に努め、政策論争が展開できるようにしたい
- ・質問を終えたのち、同僚議員の感想を受けるなど、次回に向けた意見交換などがあると客観的な評価ができると考える
- ・教育課題の質問の困難性を感じている

C=1人(西尾)

- ・一般質問なし

E=1人(柴田)

- ・一般質問だけが政策論争だとは思っていない

F=3人(橋本、常通、早苗)

4 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。

- ・議員の一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたか考えるか。

R3 ↑

A=14人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、西尾、常通、早苗)

B=1人(広瀬)

F=1人(柴田)

R2 ↑

A=13人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、常通)

B=2人(橋本、早苗)

- ・答弁書の内容を繰り返される再質問が散見される

C=1人(西尾)

- ・一般質問なし

- ・あなたの一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたか考えるか。

<p>R3 ↑</p> <p>A=11人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、西尾、常通） B=1人（中村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育についての、自身のしっかりした課題の整理の必要性を痛感している <p>F=4人（橋本、広瀬、柴田、早苗）</p>	
<p>R2 ↑</p> <p>A=9人（黒田、中田、堀切、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬） B=2人（渡辺、中村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに自己研鑽に努め、討議の充実を図りたい ・コロナ禍での教育活動の継続という課題であり、論点整理の必要性を感じた <p>C=1人（西尾）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問なし <p>E=1人（柴田）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問の他、委員会活動、本会議、予特等での充実が必要不可欠と考えている <p>F=3人（橋本、常通、早苗）</p>	
<p>5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・議員は、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。 	
<p>R3 ↑</p> <p>A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）</p>	<p>R2 ↓</p> <p>A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗） F=1人（鈴木）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・あなたは、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。 	
<p>R3 ↑</p> <p>A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）</p>	<p>R2 ↓</p> <p>A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗） F=1人（鈴木）</p>
<p>6 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員（以下「町長等執行機関の長等」といいます。）は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。</p>	
<p>R2-R3 町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の質疑及び質問に対し、町長及び職員は、論点、争点を明確にするための反問をしたと考えるか。

R2-R3	町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない
	・あなたの質疑及び質問に対し、町長及び職員は、論点、争点を明確にするための反問をしたと考えるか。
7 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。	
R2-R3	町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない
	・議員の質疑及び質問に対し、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、町長等執行機関の長等は、議長又は委員長の許可を得て、反論したと考えるか。
R2-R3	町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない
	・あなたの質疑及び質問に対し、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論したか。

(政策形成過程等)

第12条 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算

	・議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため、7項目をもとに政策形成過程を論点として審議したと考えるか。
R3	↓
	A=9人(中田、堀切、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)
	B=7人(黒田、橋本、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木)
	・十分とは言えない
	・常に7項目を意識して審議に臨むことが必要
	・特に重要政策については、7項目を確認・共有してからの調査を進めるべき
	・7項目に基づきながらの審議については繰り返し議員間で再確認の時間を持てると、より質の高い質疑や委員会調査のつながると考える。議会サポーターによる質問力向上の研修も定期的に必要ではないか

- ・ 7項目の更なる意識化、定着化に努めたい
- ・ 7項目を意識した審議が求められることを習慣づけが必要

R2 ↑

A=10人（黒田、堀切、梶澤、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、早苗）

B=6人（中田、橋本、渡辺、立川、中村、常通）

- ・ 7項目を意識した審議の定着
- ・ 常に7項目を意識する習慣が必要
- ・ 意識はしているが取り組みはまだ半ばと考える。委員会開会前に、論点整理を行う時間確保も行なったが継続できなかったことが委員長としての反省点である
- ・ 7項目についての更なる意識化が重要
- ・ 意識はしているが、十分とは言えない事案があった。習慣になるよう意識づけをする

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

- ・ 議会は、政策等の提案を審議するに当たり、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行ったと考えるか。

R3 ↓

A=12人（中田、堀切、渡辺、立川、中村、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=4人（黒田、橋本、梶澤、鈴木）

- ・ 不足していた部分もある
- ・ 執行後まで想定した審議まで至っていない。自由討議で更なる論点・争点整理が必要
- ・ 執行後を想定した審議が不足している

R2 ↑

A=13人（黒田、中田、堀切、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、早苗）

B=3人（橋本、渡辺、常通）

- ・ 意識はしているが不足していた部分もある。自由討議などを通して執行後の分析をする必要がある
- ・ 十分とは言えない。自由討議で議員間の論点・争点を明確にする

（評価の実施）

第13条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

- ・ 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価を行ったと考えるか。

R3 →

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

<p>・「議会」としては行えていない。第4条の問いに記載したように、予決特の際には議員間討議の時間を設けるなど、審査日程の工夫も必要ではないか</p>	
R2	<p>↓</p> <p>A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗） B=1人（立川）</p> <p>・議員個々では評価を行っていたと考えるが、「議会」として何らかの共通認識を持つ場面があっても良いと考える</p>
<p>2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。</p>	
<p>・議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示したと考えるか。</p>	
R3	<p>→</p> <p>A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗） B=2人（広瀬、立川）</p> <p>・同様に、「議会」としては取り組めていない。決算後の議員間討議、常任委員会として所管事務事業の総括や政策提案など次年度予算編成に向けた何らかのアクションが必要と考える</p>
R2	<p>↑</p> <p>A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗） B=1人（立川）</p> <p>・委員会調査等で課題の抽出、必要があれば提言を行うなどの政策サイクルがうまく回せなかったと反省している。評価に基づくサイクルを意識した委員会運営のスケジュールができていなかった</p> <p>E=1人（正村）</p> <p>・議員は質疑や討論を通して政策提案をしていたが、議会として町長に提案していないのではないかと。「議会の評価結果」とはどのようなことを示すのかが明確でないが、議員同士がお互いに政策課題について議論する場面もない</p>

（議決事項の拡大）

第14条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。

- (1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画
- (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告
- (3) 芽室町庁舎建設基本計画 ←削除しても良い（柴田）
- (4) 芽室町都市計画マスタープラン

（文書質問）

第15条 議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができます

R2-R3	議員の権利規定であり、評価項目としない
<p>・議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行ったか。</p>	

R2- R3	議員の権利規定であり、評価項目としない
<ul style="list-style-type: none"> あなたは、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行ったか。 	
2 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。	
<ul style="list-style-type: none"> 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表したか。 	
R3 ↓	A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗) F=1人(梶澤)
R2 ↑	A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)
3 文書質問について必要な事項は、芽室町議会会議条例(平成24年芽室町条例第32号。以下「会議条例」といいます。)で定めます。	
<ul style="list-style-type: none"> 文書質問について必要な事項は、芽室町議会会議条例で定めたか。 	
H27-	評価項目としない

第5章 議員相互の討議

(自由討議による合意形成)

第16条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。

<ul style="list-style-type: none"> 議会は、議員による討議の場をもとに、議員相互の討議を中心に運営したと考えるか。 	
R3 →	A=14人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗) B=2人(梶澤、立川) <ul style="list-style-type: none"> 討議の場の設定も必要に応じ開催すべき 取り組めてはいるが、質を高めるためには議員間討議のスキルアップが必要
R2 ↑	A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗) B=2人(橋本、梶澤) <ul style="list-style-type: none"> 議員間討議を充実させるための機会を設定すること
2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。	
<ul style="list-style-type: none"> 本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行ったと考えるか。 	
R3 →	A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人（立川）

- ・取り組めてはいるが、より質の高い議員間討議が行えるような研修機会を設けることが必要ではないか

R2 

A=13人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=3人（橋本、鈴木、早苗）

- ・議員間討議については改善の余地ありと考える
- ・討議のための論点整理を事前に行うことが必要

3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。

- ・議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障したと考えるか。

R3 

A=14人（黒田、中田、橋本、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

- ・機会の排除はしていないが、今後はオンライン開催でも委員外発言を行うことを想定した工夫が必要ではないか

F=1人（堀切）

R2 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（広瀬）

E=1人（橋本）

- ・確認できていない

4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。

- ・議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たしたと考えるか。

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=2人（梶澤、早苗）

- ・委員会における論点を整理し討議の充実を図る
- ・合意形成を図り切れていない事もあるので十分な審議時間（期間）を設ける

5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。


・議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行ったと考えるか。

R3 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗）

B=2人（梶澤、広瀬）

・積極的とは言えないが取り組んでいる


R2 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通）

B=2人（橋本、早苗）

・コロナ禍での討議方法を確立する


・あなたは、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に関わったか。

R3 

A=12人（黒田、中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通）

B=3人（橋本、梶澤、広瀬）

F=1人（早苗）

R2 

A=12人（黒田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾）

B=2人（中田、常通）

・課題解決のための討議時間と研鑽が必要

・コロナ禍を言い訳にはできませんが積極的に行動できなかった。意識を強めたい


D=1人（橋本）

F=1人（早苗）

（議員政策討論会の開催）

第17条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します。

・議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催したか。

R3 

A=4人（橋本、渡辺、西尾、早苗）

B=1人（広瀬）

C=2人（黒田、立川）

・自由討議は充実してきていると考えるが、政策討論会にまでは至っていない

・委員会が取り組む抽出事業調査の一環で政策討論会開催についても意見があったが、スケジュールの都合等で今年度中の開催は困難な状況である。開催するのであれば、年度当初からの工程管理が必要である

D=2人（寺町、正村）

- ・機会を作ることができなかった
- ・政策討論会を開催していない

E=2人（中田、柴田）

- ・討論会は開催していないが、委員会内での討論で共通認識を深められたと考える
- ・議会（委員会も含めて）は行っていると考える

F=5人（堀切、梶澤、中村、鈴木、常通）

- ・共通認識を深める討議が必要
- ・早めに委員会で課題をまとめて、政策討論会で政策に繋げていく

R2 ↑

A=10人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、西尾）

B=2人（広瀬、早苗）

- ・討論の場（全員協議会）あるが活用し切れていない

D=1人（寺町）

- ・町政に対する重要な政策課題が無かった

E=1人（柴田）

- ・地方議会において政策討論は大切なことであると認識しているが、隙間をつく政策は必要ない。委員会からの政策提案、意見書など理事者と情報の交換等が最も実務的で有効な手法と考えている

F=2人（橋本、常通）

- ・委員会の議論の方向性を早めに出せば政策討論会の開催は可能と考える

2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。

第6章 適正な議会機能

（適正な議会費の確立）

第18条 議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。

- ・議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指したか。

R3 ■

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2 ■

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。

・議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保したか。

R3

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表します。

・議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表したか。

R3

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

（議長、副議長志願者の所信表明）

第19条 議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。

・議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けたか。（参考）令和3年度は改選等による正副議長選挙が無かったため所信表明は無い。

R3

F=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R1- 評価項目としない

（附属機関の設置）

第20条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

・議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置したか。

R3

A=13人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（広瀬）

E=1人（正村）

・附属機関を設置する案件は見当たらなかった

F=1人（橋本）	
R2	<input checked="" type="checkbox"/>
F=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）	
2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。	
H30-	すでに条例規定しているため、評価項目としない
・附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めたか。	

（調査機関の設置）

第 21 条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第 100 条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

・議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第 100 条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置したか。（参考）令和 3 年度は設置していない。	
R3	<input checked="" type="checkbox"/>
F=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）	
R2	<input checked="" type="checkbox"/>
F=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）	
2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。	
・議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えたか。（参考）令和 3 年度は設置していないため議員を構成員として加える必要はなかった。	
R3	<input checked="" type="checkbox"/>
F=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）	
R2	<input checked="" type="checkbox"/>
F=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）	

3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

（議会事務局の体制整備）

第 22 条 議会は、法第 138 条第 2 項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。

2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

・議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ったと考えるか。	
R3	<input checked="" type="checkbox"/>
A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）	

<p>C=1人（立川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度から事務局体制が一人減となったことは、機能強化の取り組みへの影響が大きいと考える <p>D=1人（橋本）</p>	
R2	<p>A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）</p> <p>B=1人（橋本）</p> <p>E=1人（立川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は議会事務局機能強化についての議論がなかったと考えるため取り組み内容については不明
<p>3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。</p>	
H30-R3	<p>議長が事務局の職員人事に関し、任免権を行使し、町長と協議したかどうかは他議員からは評価しづらいため評価項目としない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議したと考えるか。

（議会図書室の充実）

第23条 議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。

<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化したと考えるか。 	
R3	<p>A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）</p> <p>B=1人（梶澤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会図書室の在り方について考えることも必要 <p>C=1人（立川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎に移転後、議会図書室機能強化に向けた取り組みが行えていない。図書館との連携等で町民にも関心を持ってもらえるような工夫が必要である
R2	<p>A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、西尾、常通、早苗）</p> <p>B=2人（立川、柴田）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎移転に伴い、議会図書室等運営要綱を策定したが、今後は芽室町図書館との連携強化などさらなる取り組みが必要と考える ・新庁舎になり図書スペースはあるが、町民が何をその場所に求めるかを今後取り組むこと。年々充実していくよう進めるべき
<p>2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・議会図書室は、町民、町長等においても利用することができたと考えるか。 	
R3	<p>A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）</p> <p>B=1人（渡辺）</p>

・新庁舎共用とともに一定整理されたが、町民の方が見やすい並べ方など、利用しやすさにおいては改善すべき点はあると考える

C=1人（立川）

・周知が行えていない

R2 ↑

A=9人（黒田、橋本、鈴木、寺町、正村、広瀬、西尾、常通、早苗）

B=4人（中田、渡辺、立川、中村）

- ・閲覧しやすくなったが町民が読みたくなる資料なのかは不明
- ・新庁舎共用とともに一定整理されたが、町民の方が見やすい並べ方など、利用しやすさにおいては改善すべき点はあると考える
- ・図書充実と、町民に向けた周知活動が必要
- ・新庁舎における今後の議会図書室の町民利用を望みます。そのための更なる環境整備、町民周知が必要と考えます

E=3人（堀切、梶澤、柴田）

- ・利用実績が不明、電子図書室を誰でも利用できるようにすると良い
- ・新庁舎に来ていただくための取り組みが先決
- ・難しい問題。町図書館、町長部局にも必要な書物はある。何に絞って充実するか決めてよいのではないか（オールラウンドの必要はない）

（議会改革及び活性化の推進）

第24条 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

・議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めたと考えるか。

R3 →

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

・今後も常に見直し続け前進

B=2人（橋本、梶澤）

・真の町民の信頼とは何か？今後も整理が必要

R2 ↓

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

E=1人（正村）

・新型コロナウイルス感染症の拡大によって当初の予定どおりに実施できなかった。感染症の拡大、長期化は社会経済活動だけでなく、人々の心にも影響を及ぼしており、これまで実施してきた改革を踏まえ、今後どのように展開していくのかをじっくり話し合うことが必要だと思う

2 議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。

・議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議したかと考えるか。

R3 ↑

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 ↓

A=15人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(橋本)

3 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。

・ 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行ったかと考えるか。

R3 →

A=9人(橋本、梶澤、中村、鈴木、正村、柴田、西尾、常通、早苗)

・ 議員研修への他自治体議会議員の参加呼びかけは、具体的事例のひとつにすぎない。議員研修のあり方はその時々状況を鑑み、協議し決定しており、今年度他自治体議会へ呼びかけがないことを理由に連携推進が後退したとは言えない。今年度の他自治体議会との連携および交流は、議会視察、議会改革に関連する事業等を通じて実施されたと考える

B=4人(黒田、中田、立川、広瀬)

・ こちらからの視察などは実施できなかった

・ 要請による交流はあるものの、課題をもって調査、研究があったのかは不明

・ オンラインを活用した研修機会の共有や視察などは、さらに積極的に取り組むと良い。コロナが終息しても、オンラインを活用することで遠隔地にある他自治体議会との交流もより行いやすくなると思う

C=1人(渡辺)

・ コロナ禍の影響の中で調査・研究は取り組めなかった

D=1人(寺町)

・ コロナの関係で行おうとしたができなかった

F=1人(堀切)

R2 ↓

A=9人(中田、堀切、渡辺、梶澤、中村、広瀬、西尾、常通、早苗)

B=2人(橋本、鈴木)

・ コロナ禍により視察が減少

C=2人(黒田、立川)

・ コロナの影響で、なかなか開催できなかった

・ このことを課題にした取り組み事案(他自治体の良い取り組みを参考にするなど)がない

D=1人(寺町)

・ コロナ禍の中で自粛した

E=2人(正村、柴田)

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大によって当初の予定どおりに実施できなかった

・本年度は難しい年であった

4 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。

・議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行ったかと考えるか。

R3 

A=13人（中田、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

F=2人（黒田、堀切）

R2 

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

D=1人（寺町）

・法改正が無かったため行っていない

5 議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。

・議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映したかと考えるか。

R3 

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（立川）

・意見を反映するためには、意見聴取後の議員間討議のタイミングの検討が必要

R2 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（鈴木）

・コロナ禍により十分な活動ができなかった

E=1人（正村）

・オンラインでの意見交換は新たなツール開発となった。近年モニター公募をしても該当者がおらず、議員の知り合いにお願いして制度を保っている状況が続いているが、モニター制度の趣旨に照らしてもこの状況が良いとは思えない。コロナ禍という心理的な側面も公募に影響を及ぼすことも考慮し、モニター制度のさらなる進化を検討すべきではないだろうか

（災害対応）

第25条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。

・議会は、災害時に町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行ったと考えるか。

R3 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）
 D=1人（寺町）
 ・幸いなことに災害はなかった

R2 ↑
 A=13人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）
 B=1人（橋本）
 D=1人（寺町）
 ・災害が無かった
 E=1人（正村）
 ・議会として町長等に必要な要請を行っていないので評価できない

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。

H30- 「議会災害時対応基本計画」を策定済みのため評価項目としない

・必要な事項は、議長が別に定めたか考えるか。

第7章 会議の運営

（通年議会）

第26条 議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。

H30- 既に通年議会を運用しているため評価項目としない

・議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期の通年化を運営できたと考えるか。

2 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます。

H30- 既に「議会会議条例」を規定・運用しているため評価項目としない

・会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めたか考えるか。

（議会運営の原則）

第27条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

・議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行ったか考えるか。

R3 →
 A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2 →
 A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

2 議会は、芽室町議会傍聴条例（平成 24 年芽室町条例第 34 号）に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。

・議会は、芽室町議会傍聴条例に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行ったかと考えるか。

R3

A=16 人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2

A=16 人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明します。

・議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明したと考えるか。

R3

A=16 人（中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1 人（黒田）

・機器のトラブルの際の説明の仕方を明確にしておくとうい

R2

A=16 人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

第 8 章 議員定数・報酬等

（議員定数）

第 28 条 法第 91 条第 1 項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、16 人とします。

2 議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。

H27-**R3** 現在、定数・報酬改正に関する協議等が行われていない評価項目としない

3 議員定数の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

（報酬等）

第 29 条 議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当（以下「報酬等」といいます。）は、別に条例で定めます。

2 前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期すため、報酬の標準率又は報酬額を示します。

3 報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。

H27-**R3** 現在、定数・報酬改正に関する協議等が行われていない評価項目としない

・報酬等の改正に当たり、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用したと考えるか。

4 報酬等の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

第9章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第30条 この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。

2 議会及び議員は、この条例を順守します。

・議会及び議員は、議会基本条例を順守したと考えるか。

R3 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 

A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(正村)

・ほかの項目でBやEをつけたので

3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。

・議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断したと考えるか。

R3 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 

A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(梶澤)

・適宜、議員必携及び議会提要に目を通す習慣を身に付ける

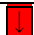
(検証及び見直し手続)

第31条 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。

・議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表したと考えるか。

R3 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 

A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

E=1人(正村)

・条文が示す内容を「どのように受け取って」「なにを評価するのか」は委員の考え方に左右されるため、議員がそれぞれどこまで達成できたのかを確かめることにはなるが、「議会として」というのは違うのではないのか。条例検証の手法はR3も引き続き、研究する必要がある

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたいうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

・議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたいうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じたと考えるか。

R3 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（中村）

・評価公表に対する町民の受けとり方（わかりやすさ）など、議論の必要性は感じている

D=1人（正村）

・R3は制度改正の検討に至っていない

R2 

A=13人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

D=1人（寺町）

・条例の改正は無かった

F=2人（橋本、正村）

・制度の改善が必要である、という議論はなかった

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
（芽室町議会の議員の定数を定める条例の廃止）
- 2 芽室町議会の議員の定数を定める条例（平成14年芽室町条例第48号）は廃止します。
（議会事務局設置条例の廃止）
- 3 議会事務局設置条例（昭和33年芽室町条例第8号）は廃止します。
（芽室町議会の議決すべき事件を定める条例の廃止）
- 4 芽室町議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年芽室町条例第3号）は廃止します。
（芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止）
- 5 芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成23年芽室町条例第14号）は廃止します。

附 則（平成26年12月25日条例第44号）

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第32号）

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第22号）

この条例は、平成28年5月1日から施行する